

PPP/PFIによる施設の長寿命化と公園の一体的管理事業 調査業務委託募集要項

1 主旨

(1) 業務名 PPP/PFIによる施設の長寿命化と公園の一体的管理事業調査

(2) 目的

本調査は、地域の価値を高めるエリアづくりを推進するために、中央公園に隣接する老朽化した公共施設を再生し、中央公園と一体的に整備・運営するための官民連携手法や、周辺1km圏内に立地する他の公共施設の機能を中央公園周辺に集約・統合すること等について検討することを目的とする。本調査成果を踏まえ、エリアの魅力や地域の価値を高め、公共施設の老朽化問題への対策と快適なまちづくりの両立を目指している。

2 概要

(1) 業務内容

- ① 基本計画及び事業スキームの検討、並びに法的課題整理
- ② 市民参加及びNPO等との協働方針の検討
- ③ 市民と関係団体などによるワークショップ等の実施、並びに協議会の運営
- ④ 民間企業の提案を基本とした市民への無作為抽出意向調査
- ⑤ 公園及び施設の一体的総合管理の検討
- ⑥ 公共交通との連携方策の検討
- ⑦ PFI事業（RO方式等）の検討
- ⑧ 建築手法の決定支援

(2) 提案に求めるもの

- ① 「習志野市公共施設再生基本条例」及び「習志野市公共施設再生計画」に留意すること。
- ② 「習志野市大久保地区公共施設再生基本構想（素案）」における検討結果を踏まえつつ、官民連携による新たな施設機能をさらに付加する、自由な発想に基づく案。
- ③ 可能な限り多くの市民が、本計画内容に興味を持ち理解することで、建設的で闊達な意見交換が可能となり、合意が醸成される手法を用いた案。
- ④ 本業務は、官民連携事業の導入や実施に向けた検討・準備業務に要する調査委託費を助成する「平成26年度 先導的官民連携支援事業」採択案件であり、本主旨を十分に理解した提案。

(3) 成果品

- | | |
|--------------|-----|
| ① 業務報告書（A4版） | 40部 |
| ② 打合せ会議録 | 一式 |
| ③ 協議会議事録 | 一式 |
| ④ その他参考書類 | 一式 |
| ⑤ 上記電子データ | 一式 |
- ※ PDF及び報告書中で使用した図、グラフ等で、かつ作成ソフトで保存したファイル

3 対象施設及び地域の情報

(1) 更新及び再生対象建物

大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館

(2) 統廃合及び機能集約対象建物

屋敷公民館、生涯学習地区センターゆうゆう館、あづまこども会館、藤崎図書館

※ 施設概要は、「習志野市公共施設再生計画―データ編―」を参照のこと

4 委託期間

契約締結の日から、平成 27 年 2 月 20 日まで

5 応募について

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|--|
| ① 募集要項の公告 | 平成 26 年 7 月 14 日 (月) |
| ② 質問受付 | 平成 26 年 7 月 14 日 (月)～18 日 (金) 午後 1 時まで |
| ③ 質問への回答 | 平成 26 年 7 月 22 日 (火) |
| ④ 応募書類の提出締め切り | 平成 26 年 8 月 8 日 (金) 午後 5 時まで |
| ⑤ 提案書提出者のヒアリング | 平成 26 年 8 月 19 日 (火) |
| ⑥ 審査結果の公表 | 平成 26 年 8 月 22 日 (金) |

(2) 応募資格

応募者は、提案書提出日現在で次の条件を全て満たすものとする。

- ア 習志野市入札参加資格者名簿の登録区分のうち、大分類「調査・計画」に登録されている者、もしくは、平成 26 年 9 月 1 日時点で登録される予定である者（平成 26 年 7 月 15 日までに千葉電子調達システムによる電子申請を行い、必要書類を提出済の者）であること。
- イ 募集要項公表の日から本業務の契約締結の日までの間、習志野市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 18 年 4 月 1 日施行）に基づく指名停止措置又は習志野市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 12 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外措置を受けていないこと。
- ウ 千葉県内又は近接都県内（東京都・神奈川県・埼玉県・茨城県）に本店又は入札及び契約に係る権限を委任された営業所があること。
- エ 次に掲げる事項に該当しないこと。
- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項から第 6 号までに該当する団体又は団体に属する者。
- オ 法人税法（昭和 40 年 3 月 31 日法律第 34 号）に定める税金を滞納していないこと。

(3) 提出書類

応募は、以下の内容を記載した書類（以下「応募書類」という。様式は、本市ホームページより必要に応じてダウンロードすること。）を提出することにより行う。

④ 質問票【様式 0】

① 参加表明書【様式 1】

② 会社概要【様式 2】

平成 26 年 7 月 1 日現在で記入してください。なお、既存の会社概要資料を別添することを可とする。

③ 業務実績【様式 3】

今回の案件に生かすことができると考えられ、かつ、平成 20 年度以降に元請けとして契約し、平成 26 年 3 月までに完了した契約業務を 2 件記載すること。

④ 取組方針及び提案内容【様式 4】《文字大きさ 10.5 ポイント以上、4 ページ》

基本的な取組方針及び募集要項「2 概要」に沿った企画提案を記載すること。（自由記述による。図面及び概念図等含む。）

⑤ 実施体制【様式 5】

実施体制図を作成し、配置を予定している職員の役割及び氏名を記載すること。主担当及び責任者がわかるように明記すること。協力会社がある場合も同様とする。

⑥ 配置技術者調書【様式 6】

様式 5 に記載した配置技術者すべてについて記載すること。欄が足りない場合はコピーすること。

⑦ 協力企業会社概要【様式 7】

平成 26 年 7 月 1 日現在で記入すること。なお、既存の会社概要資料を別添することを可とする。

⑧ 業務参考見積書【様式自由】

技術者の職種単価及び数量、直接人件費、直接経費、一般管理費等がわかるように記載すること。

⑨ コミュニケーションシート【様式自由】

《A4 版、文字大きさ 10.5 ポイント以上、4 ページ以内》

次の課題について、御社もしくは御担当者様の考え方を記載すること。

- 地域の価値を高めるまちづくりへの考え方
- 施設と公園の一体的整備について
- 都市公園法、都市公園施行令及び都市公園施行規則についての知見
- 既存調査（「習志野市大久保地区公共施設再生基本構想（素案）」）と本調査の関連
- コスト削減及び財源確保についての考え方
- リノベーションに対する考え方

(4) 留意事項

ア 募集の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類の取扱い

- ① 応募書類の著作権は、応募者に帰属し、その内容について無断使用は行わない。ただし、市が必要と認めるとき、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとする。
- ② 本応募において市が取得した個人情報については、当該評価に係る目的以外には一切使用せず、第三者に提供しない。
- ③ 応募書類における、個人情報、営業上及び技術上有用な情報以外について、公表することがある。
- ④ 応募書類の内容が特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている場合で、それを使用した結果の責任は、応募者が負うこととする。
- ⑤ 選定者の応募書類は返却しない。ただし、2位以下の提出資料は、希望者による結果公表後1週間以内の引き取りにおいて返却する。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、複数の応募書類を提出することはできないものとする。

オ 応募書類の変更禁止

応募書類提出後の応募書類の変更はできないものとする。

カ その他の留意事項

- ① 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ② 本業務は業務提案内容等により審査を行い、最も評価の高い者から随意契約による委託契約交渉を予定しているが、応募書類の提案がそのまま委託内容として反映されとは限らない。
- ③ 応募に係る情報は、個人に関する情報等を除き、習志野市情報公開条例（平成10年4月1日施行）、又は市議会の資料請求に基づき開示が実施されることがある。

キ 本事業は、先導的な官民連携事業の事例となる案件の形成を推進するため、国が地方公共団体等に対し、官民連携事業の導入や実施に向けた検討・準備業務に要する調査委託費を助成する先導的官民連携支援事業として実施される業務委託である。国土交通省の指示により、ヒアリング並びに中間報告を求められることがあるため、適宜対応すること。

(5) 応募期限及び提出先

- ① 提出先 習志野市津田沼5丁目12番4号
習志野市 財政部資産管理室 資産管理課
047-453-9308（直通） FAX 047-453-9384
- ② 提出部数 正本1部、副本5部
- ③ 提出方法 持参又は郵送 ※ 郵送の場合は締切日当日必着とする

(6) ヒアリング

提案の内容について、下記のとおりヒアリングを行う。詳細は応募者数などが確定した後、別途連絡する。なお、ヒアリングを辞退した場合、応募自体を無効とする。

- ① 場 所 習志野市役所
- ② 参加者 主たる担当者全員（協力企業を含む）9名まで

③ 説明資料 提出資料のみ

7 募集要領についての質問受付及び回答

(1) 質問受付

規定の様式にて、電子メールでの提出による質問受付を行う。電話や訪問等による募集要領の内容についての問合せには応じられない。

- 着信確認 習志野市 財政部資産管理室 資産管理課 電話 047-453-9308
- E-mail アドレス zaikan@city.narashino.lg.jp

(2) 回答の公表 本市ホームページにて公表する。

8 選考及び契約締結について

(1) 選考結果の公表

選考結果は、本市ホームページで公開するとともに、応募者に通知する。

(2) 契約の締結

- ア 市は、最も評価が高い者を業務委託の第一位契約候補者として、契約交渉を行う。
- イ 第一位契約候補者が失格条項に該当すると認められた場合、または市と業務委託契約締結交渉が不調となった場合には、評価により順位付けられた上位のものから順に、契約交渉を行う。
- ウ 評価が同じ場合には、選考委員会により協議を行い、順位を決定する。
- エ 選定後、応募者の資格要件を満たさなくなった場合、実施体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

(3) 評価項目及び配点

評価項目	配点
業務実績	10
取組方針及び提案内容	45
実施体制等	10
コミュニケーションシート	30
見積金額	5
合計	100

(4) 失格事項

- ア 提出書類の内容が本要項で定める内容に適合していない場合
- イ 応募資格を満たさない場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ 委託限度額を超えている場合
- オ その他選考委員会が不適格と認めた場合

9 見積限度額

11,286千円（消費税及び地方消費税を含む）

10 問い合わせ先

習志野市 財政部 資産管理室 資産管理課

住所 〒275-8601 習志野市津田沼5丁目12番4号

電話 047-453-9308 FAX 047-453-9384

E-mail zaikan@city.narashino.lg.jp